

大東文化大学 博士学位論文審査報告書

氏名	栗 躍崇
学位	博士（書道学）
学位記番号	甲第148号
学位授与年月日	平成29年9月14日
審査研究科	文学研究科
論文題目	燕国古璽印跡文字研究
論文審査委員	(主査) 大東文化大学教授 澤田 雅弘 (副査) 大東文化大学教授 河内 利治 (副査) 大東文化大学教授 河野 隆 (副査) 東京大学大学院教授 大西 克也

学位申請論文審査報告書

この部分に掲載されている内容については、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨に関する箇所では無い為、加工がされておりますので、ご了承願います。

2. 論文の要旨及び特色

氏の『燕国古璽印跡文字研究』は、中国戦国時代の璽印を対象とする。戦国璽印を印学の独立した一分野として研究するようになったのは近代のことで、以来、多くの研究成果が蓄積されてきた。しかし、璽印研究で広く用いられる古印譜は、印影を載せるだけで印体やそのサイズなどの情報を載せないのが常であることから、従来、璽印研究の大勢は印影による印文の釈読に止まるものであった。しかし近年、考古発掘による新出土の増加に加えて、図版に印影とともに印体を併載する出版物も多くなった。

氏の研究の際立った特色には三つがある。その一つ目は、近年のこうした情勢をいち早く受け止め、特定の国の璽印を、印文のみならず、その印体の形制をも対象に入れながら考察したことである。燕国璽印は数量が多いだけでなく、印面と印鈕の形式も多様で豊富である。加えて、近年来、燕国の故地である河北省、遼寧省境内、北京市や天津市周辺からも数多くの陶文が出土し、そのうちには印跡も含まれている。氏はそれら陶文印跡と燕国璽印には、文字構造面だけでなく、内容の文法形式にも燕国独特の特徴が見られるとし、印跡に燕国璽印を精密に判別しうる利点を見出した。栗氏の研究方法の際立った特色の二つ目は、陶器製造過程に押した印跡（陶文印跡）を璽印同等に研究対象とし、璽印と印跡の両者を対照し補完させながら考察したことにある。現代技術の進歩は作偽手段の多様化を招き、その状況は璽印も例外ではなく、偽造問題が緊迫した情勢となり真偽の判定が急務となっている。氏の研究のきわだった特色の三つ目は、その情勢を直視し、特定の国の璽印の用字について、文字構造や銘文の文法形式の特徴を探求し、製造国を判定する基準や断代の基準を明示することに努めたことにある。

氏はこれら特色ある新たな方法により、従来の璽印研究が持ちえなかった視座を得て、従来見落としてきた璽印に関係する種々の事象に目を向けたほか、一次史料を徹底的に収集し、また先学の研究成果を逐一検討し、緻密に実証して多くの新知見を得るにいたった。

3. 論文の構成

本論文は全六章と序章及び終章からなる。その内容は燕国璽印及び陶文印跡の形制の特徴から文字構成の特徴、銘文の行文格式の特徴、頻出する単字の釈読等多方面に及ぶ。全体構成は次のとおりで、各章末に参考文献と注を記載する。

序 章 研究概説

はじめに

第一節 研究の背景及び予測される成果

第二節 研究方法

第三節 論文の内容構成

第一章 燕国璽 印の判別基準

はじめに

第一節 器形面における考査

(一)官璽

(二)私璽 (含 吉語璽・凶形璽)

第二節 文字面における考査

一 燕国璽印固有の字形について

(一) 文字類

(二) 字形面の構成について

二 燕国璽印の印文内容について

(一) 地名

(二) 市名

(三) 職官名

(四) 復姓

第三節 国別未定の資料に見える燕璽

第四節 偽印及びその他

(一) 燕国偽璽印

(二) 燕国偽陶文

(三) その他

おわりに

第二章 長細形璽印の印文中の「端」を中心に

はじめに

第一節 長細形璽印の保存現状及び印文字の釈読について

第二節 燕国長細形陶文印跡における考察

第三節 「端」における考察

第四節 長細形璽印の用途上の考察

おわりに

第三章 燕国陶文考—長細形三璽併用陶文印跡を中心に—

はじめに

第一節 有紀年陶文について

(一) 有紀年陶文における資料面の調査

(二) 有紀年陶文の特徴における検討

第二節 無紀年陶文について


第三節 三璽併用陶文の行文格式について

第四節 三璽併用陶文の級別監造における考察


おわりに

第四章 燕国璽印及び陶文印跡中の「」字の詞性

はじめに

第一節 所見の燕国題銘中の「」字における考査

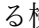
(一) 「」字の出所についての調査


(二) 「」字における文字研究者たちの解読


第二節 燕国兵器題銘の「作」「造」等の動詞における考査

(一) 燕国兵器題銘中に存している動詞について

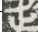
(二) 燕国兵器題銘の句形格式について

第三節 「」字の詞性における検討

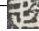
(一) 「」字が動詞以外と仮定する可能性について

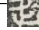
(二) 「」字が動詞と考える理由について

おわりに

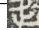
第五章 燕国陶文印跡中の「」字について

はじめに

第一節 「」字が付く銘文資料における調査

第二節 「」字における前人研究者らの説

第三節 燕国「合文」文字の特徴について

第四節 「」字の釈読について

おわりに

第六章 燕国璽印及び陶文印跡雑識（廿三件）

はじめに

第一節 燕国璽印十六件

(一) 官璽二件(二)私璽十三件

(二) 吉語璽一件

第二節 燕国陶文印跡七件

(一) 四角形陶文印跡二件

(二) 長細形陶文印跡五件

おわりに

終章

研究成果とその意義

今後の展望

[第一章]では、先学の研究成果、伝存の各種燕国璽印・陶文印跡、新出土の燕国璽印・陶文印跡を参照しながら、燕国璽印の特徴を器形、文字構造、印文の文法構成から帰納し、燕国璽印の判別基準を導き出した。さらにこの判断基準を基に、伝存古璽と考古的発掘によらない新出古璽印の中から、燕国璽印を検出する一方、燕国璽印を装った偽印を摘出した。さらに真偽を弁別したうえで、真の燕国璽印に含まれる情報に基づいて、これまで知られなかった燕国の市名7件、官職名10件、複姓11件を提示した。本章の研究成果は以下のとおりである。

(一) 判別基準から導き出した燕国璽印の特徴

- 1 器形（形制）面：①壇形鼻鈕の四角形印面で白文の銅製官璽は、サイズが通高：1・4～1・7 cm、印面：1・9～2・4 cmの間で変動する。②柱形鼻鈕（長い柄が付く）の長細形印面で朱文の銅製官璽は、燕国以外には同時代の他国に見ないものであること。
- 2 字形（文字構造）面：璽印及び陶文印跡に見る固有の文字構造31個の単字及び固有の偏旁部首11個を摘出したこと。
- 3 印文の文法構造：官璽（壇形鼻鈕の四角形印面で白文の銅製官璽）の文法構成は「…都+職官名」の行文格式に帰納できること。また私璽では「姓+生+名」の特有の文法構成に帰納できること。

(二) 国別未定の璽印資料から燕国の官璽5点、私璽54点、封泥3点を、また伝存資料中から偽造璽印28点、陶文2点を摘出したこと。


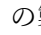
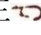
導き出した燕国璽印の判別基準は製造国未定の璽印や陶文群に適用できるほか、提示した燕国璽印特有の単字字形（文字構造）表と偏旁部首表は、古璽印の帰属国を判断する際に有効であり、古璽印研究の進展に大いに寄与できる。

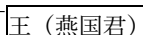
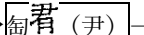
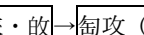
[第二章]は、審査委員全員が本論文中のとりわけ白眉とする一章である。従来、古璽印研究界、篆刻界及び考古学界では、燕地特有の長細形璽印を「鐃」と名付け、古璽印断代を行う際の燕国璽の典型的特徴の一つとしてきた。しかし、氏は「鐃」字が付く燕国長細形璽印の印体、印鈕、印面、文字内容及び用途など諸方面の考察を行ったほかに、燕地出土陶片上の印跡や完器の陶器に目配りし、陶文印跡を検討したことで、従来行われてきた〈鐃＝璽印〉の認識が実態と一致しないことを明らかにし、加えて「鐃」の実態は璽印でなく、「鐃」字付きの燕国長細形璽印を押す対象器物こそが「鐃」であることを立証し、定説を覆した。

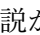

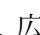

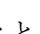
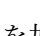
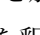
本研究で得られた新知見は、以下の四つにまとめられる。


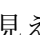



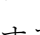
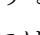
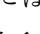
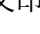
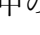
- (一) 従来、罐、尊、壺、陶瓶と呼ばれてきた燕国の長細形印跡が付く陶器は「燕陶鐃」と呼ぶのが適切であること。
- (二) 「鐃」は燕国長細形璽印の名ではなく、燕国陶器の一種を指すこと。
- (三) 燕国長細形璽印は「燕陶鐃」に鈐印するための専用印であったこと。
- (四) 燕国長細形璽印は官印であり私印でないこと。









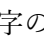
なお、(四)により、飾り筆が燕国私璽の印文だけではなく、職官類用璽の長細形璽印にも用いられていることが明らかになったことは、燕国璽印の文字風格面の研究に意義を有する。

[第三章]では、収集した燕国長細形三璽併用陶文印跡 95 件を検討し、有紀年陶文の内容の変化の特徴から、「……器端」が付く一群の陶文の製造年代の上限を燕の昭王 26 年（前 286）と推定し、燕の昭王 21 年（前 291）の製造陶器に「……王端」の璽印がすでに使用されていることなどを踏まえて、「……王端」の印文を有する一群の長細形璽印の流通年代が燕の昭王時期である可能性が高いことを導き出したほか、陶器製造機関の「左匚」と「右匚」の間に工官人員の職分変更があることも発見した。

さらに長細形の三璽併用陶文印跡の痕跡状態を分析し、「陶工某」→「俵某故某」→「紀年……」の順に捺されたことも明らかにした。また監造については、従来の四級監造説と三級監造説をともに非とし、燕の国君が名義上の最高監造者の職分として陶器製造に関わった四級監造「王（燕国君）→匚（尹）→俵・故→匚攻（陶工）」であることを明らかにした。さらに、今見ることができる燕国三璽併用陶文印跡の文法形式を検討して、二類三項十式に完全に帰納できることを明らかにした。これら新知見は燕国長細形璽印およびその印跡の真偽の判定にきわめて有用である。

[第四章]では、従来釈読に相違があり定説がなかった「」字を検討した。「」字は燕国以外に見ることがなく、燕国では陶文及び璽印の用字、特に長細形璽印文字に頻出する。氏は「」字の用例を徹底的に集めて検討し、広く行われている名詞説に蓋然性がないことと、動詞（製造類動詞）に限定されることを論証したほか、燕国兵器の「」字が付く銘文では、「燕国君」を「王」字で代用する現象とともに、「王」字の前に地名、市名、都名を置く形式、動詞の「」字の直前に人名、官職を加える形式が、「」字が付く燕国銘文の常用形式であることを明らかにした。「」字を釈読するには至っていないが、その品詞が動詞であることを導き出したことは、高く評価できる。

[第五章]では、燕国の陶文印跡中にある「」字の釈読に挑んだ。「」字は長細形の陶文印跡以外、同国のあらゆる種類の銘文に見えないばかりか、同時代の他国のすべての銘文や文字資料にも当該文字は検出されない。「」字が付く陶文印跡は模写 2 件を含む 22 件あるが、誤写の可能性を恐れて模写を除いた 20 件を対象に、その銘文内容を緻密に検討し、次の結論をえた。①「」字が付く燕国のこの陶文印跡類は、二、三列の長細形陶文印跡と併用される特色がある（併用印跡と仮称する）こと。②「」字には単用例がなく、銘文の句中に存在する文字で、「」字の直後には「」字以外に、他字を使う例がないことから、「」の二字はこの燕国の長細形陶文印跡中に存在する頻出の連語であること。③連語である「」は燕国の長細形陶文印跡中の常用語（固定短語）と推定されること。ついで、兵器類銘文など製造類動詞を含む燕国銘文の句形を検討した結果、それらは「国君+国君名+動詞+器物名」の基本句形格式に帰納される特徴があることを見出し、これを踏まえて、燕国の他の器物にも「器物名」の直前に「器物用途」を明示する言葉が存在する可能性が推測できるとし、「」字を使用する銘文を丹念に釈読して、諸家が一字とみて釈読し

ていることに問題があると考えた。また、同時代の齊国では量器名の直前に「公」字を使うこと、および燕国では量器名の直前に器物の用途を表す「正器」二字を入れる特徴があることを踏まえ、氏は「」字を「正」二字の合文とみ、「」字の直後にある「」字とともに、「正器」の三字と読むに至った。氏自身も附記するように、既知の合文の諸例からすれば、動詞である「」と正器の「正」とが合文を形成しうるかどうかという漠然とした疑問は否めない。また「」と「」の上半の「」の形状との差をどのように理解するかという問題も残るが、緻密な分析や広く新たな視座をもって、従来の諸家が考え及ばなかった合文の可能性を導き出したことは、きわめて意義深い。

[第六章]は、新出土や出土後に行方不明になった璽印や陶文印跡、また諸条件によりその存在が十分に認識されていないもの、非公式に出土したものなどを丹念に探索して、燕国璽印 16 件、陶文印跡 7 件の計 23 を収集し、その一々について検討を加え、そのうちの官璽 2 件、私璽 13 件、吉語璽 1 件及び陶文印跡 7 件（四角形印跡 2 件、長細形印跡 5 件）を燕国のものと判断した。その上で先学の説の不充分な箇所や誤りを補足訂正し、また未釈の文字を釈読し、以下の新知見を示した。①燕国にはこれまで知られなかった「大司鑪」の職官名が存在することを発見し、その発見から「司鑪」には「大司鑪」と「外司鑪」の別があることも明かにした。②飾り筆(羨画・贅筆)のある文字は燕国私璽だけでなく、職官類用璽の長細形璽印にも用いられていたことを明かにした。③伝世文献中の残欠私璽を釈読したことにより、燕国に「係」「封」の姓があることを明かにした。これら知見の一々は、燕国職官の研究及び伝世文献の不足を補うものである。

4. 論文の審査内容及び評価

氏の研究は、印面の文字を対象とするにとどまらず、釈読にあたってその印体、さらには陶文印跡までも含めて研究する姿勢に最大の特色があり、その研究姿勢によりこれまでの定説の誤りを正し、諸説が行われていた問題に決着をつけるなど、多くの新知見を得るにいたった。また、その研究手法は精緻を極め、論証はいたって誠実である。また氏のこの燕国古璽および陶文印跡に関する研究は発展性を有し、その研究方法は他国の璽印研究や隣接科学にも応用が可能であるなど、学術の進展に意義深い。また研究意欲も旺盛で、今後も不足を補いつつ新たな領域を開拓することが期待され、研究者としての将来が大いに嘱望される。

氏は平成 28 年 12 月 8 日(木)に実施した中間審査においても、また平成 29 年 6 月 14 日(水)に学外審査員を交えて実施した本審査においても、本論文の意義が高く評価された。また、審査委員の質疑にも誠実にまた明快に日本語で応答した。

5. 結論

栗躍崇氏が学位申請論文『燕国古璽印跡文字研究』により博士(書道学)の学位を授与されるのを、審査委員全員一致で適格と判断した。